

「代行部分の将来返上」・「代行資産の一部前納」を実施します

当厚生年金基金は9月28日に第62回代議員会を開催し、平成29年5月に予定している解散に先立ち、「代行部分の将来返上」（将来返上）と「代行資産の一部前納」（前納）を行うことについて承認がされました。

事業主・加入員の皆様には、これらの手続きに法令上必要とされる「同意書」のご提出についてお忙しい中多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、厚生労働省に「将来返上」・「前納」について、それぞれ認可申請等の手続きを行ったところです（平成27年12月に将来返上認可・前納予定）。

将来返上に伴い、当基金の掛金及び事務上の取扱いに一部変更が生じますので、事業主・加入員の皆様には今後基金よりお知らせする情報にご注意頂きますようお願いいたします。

受給者・受給待期者（将来受給予定となっている方）に関しては、将来返上等による特段の影響はございません。

代行部分の将来返上について

将来返上とは、認可を受けた後の期間についての代行部分に係る給付（老齢厚生年金）の支給義務を国に返すことをいいます。

このことから、代行部分の給付に必要な厚生年金保険料を国から預からないこととなります。

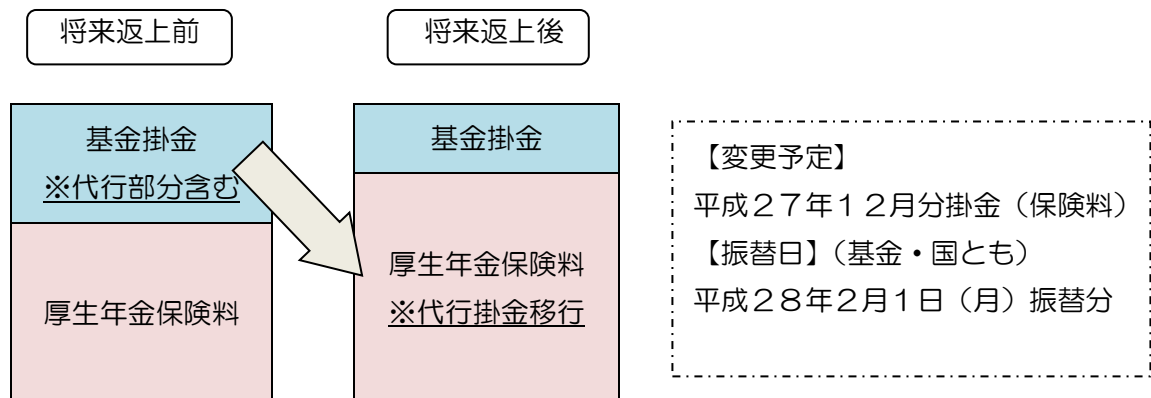
掛金の納付先、年金の支払者の変更であり、事業主・加入員・年金受給権者への不利益はありません。

すでに基金から支払われている代行部分の給付は、解散認可まで基金から支払われます。

1. 将来返上後の基金掛金と厚生年金保険料

◎ 将来返上の認可を受けた月分から、基金の掛金のうち国からの代行部分の掛金は、国へおさめることとなります。（国へ納める厚生年金保険料は、基金に加入していない厚生年金保険適用事業所本来のものとなります。）

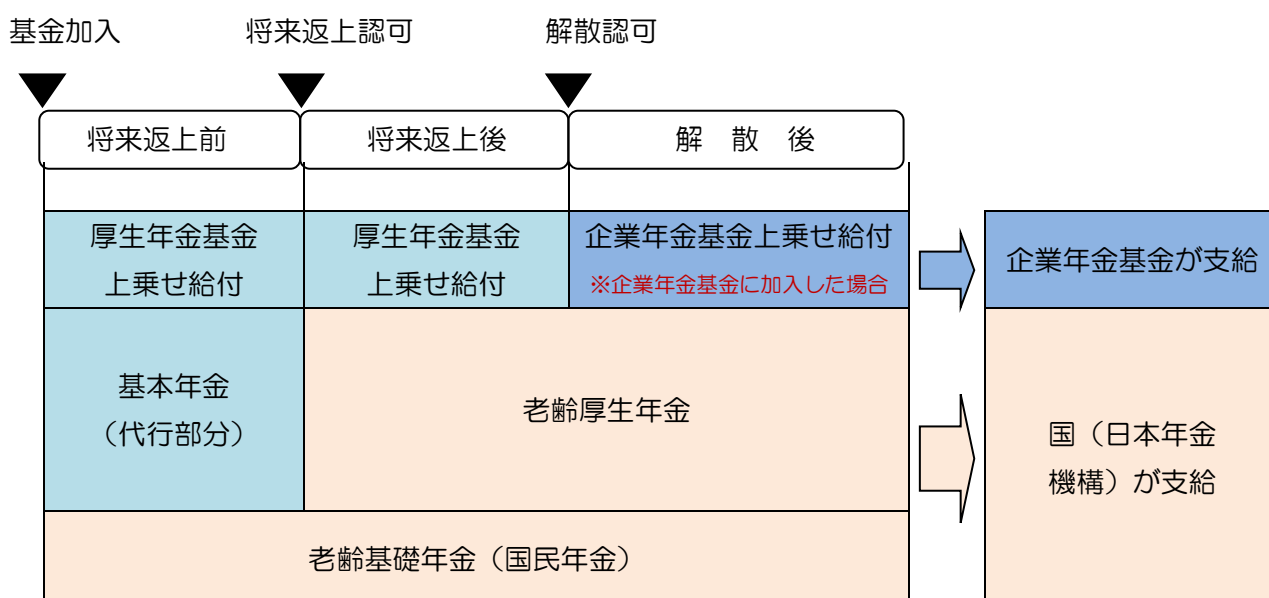
◎ 基金独自の掛金のみ、引き続き基金へ納めていただきますので、基金への各種届出は、従来どおり必要です。しかし、育児休業等・産前産後休業等の届出につきましては国からの代行部分の掛金がなくなりますので、届出が不要となります。（終了・変更等がある場合は届出が必要です。）



| | | 将来返上前（平成27年11月分まで） | 将来返上後（平成27年12月分から） |
|----|-------|---|---|
| 基金 | 給与 | 掛金率 5.2% ①～⑤ 《掛金内訳》 ①基本標準掛金 3.9% （※うち国からの代行部分 3.8%） ②基本特別掛金 0.4% ③加算標準掛金 0.6% ④加算特別掛金 0.1% ⑤事務費掛金 0.2% | 掛金率 1.4% ①～⑤ 《掛金内訳》 ①基本標準掛金 0.1% ②基本特別掛金 0.4% ③加算標準掛金 0.6% ④加算特別掛金 0.1% ⑤事務費掛金 0.2% |
| | 賞与 | 掛金率 《掛金内訳》 ①基本標準掛金 3.9% （※うち国からの代行部分 3.8%） | 掛金率 《掛金内訳》 ①基本標準掛金 0.1% |
| 国 | 給与・賞与 | 厚生年金保険料率 14.028% | 厚生年金保険料率 17.828% |

2. 将来返上後の年金支給

- ◎ 将来返上後から解散までの間に資格喪失をし、基本年金の受給権を取得・額改定をする人が対象となります。
- ◎ 年金支払者の計算対象期間の変更であり、受給する年金額に影響はありません。
- ◎ 将来返上の認可を受けた月以降の期間の代行部分の給付は、国が老齢厚生年金として支給します。
- ◎ 基金の独自給付（基本年金プラスアルファ部分、加算年金）は、解散まで引き続き基金が支給します。
- ◎ 将来返上後から解散までに受給開始年齢を迎える方は、「基金」に裁定請求手続きを行ってください。解散後は「国」に最低請求手続きを行ってください。



3. 解散後の年金支給

- ◎ 解散後の代行部分の年金は、国が引き継いで支給しますので、原則全額保証されます。
(注) 国の老齢厚生年金の支給要件が適用され、これまで基金が独自に支払ってきた年金額の全部または一部の支給が停止される場合があります。
 - ・ 加入期間
 - ・ 在職老齢の支給調整
 - ・ 雇用保険との支給調整
- ◎ 基本年金のプラスアルファ部分は、廃止となります。

4. 残余財産の分配

- ◎ 解散認可後に、清算業務を行い、国へ返還する「最低責任準備金」確定後に残余財産があった場合、基金規約に基づき受給者・受給待期者・加入員の皆様へ分配されることとなります。
- ◎ 分配は平成30年11月を予定しています。決定次第ご案内しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

代行資産の前納

将来分代行返上の認可を受けた後、解散の認可前に代行資産（最低責任準備金）の範囲で積立金を国に納付することが可能となりました。

代行資産を前納することにより、解散時の財政予測がたてやすくなること、また、資産運用リスクの低減などのメリットがあります。

将来返上後は、代行部分の保険収入がなくなり、一方では給付は国の代行部分と基金の加算部分に対応する額の支出があることを考慮し、資産が不足しないよう配慮して前納します。

解散・将来返上及び前納のスケジュール（予定）

| 日 程 | 概 要 |
|----------|---|
| 平成27年 9月 | <ul style="list-style-type: none">解散・将来返上並びに前納実施について代議員会で決議される。同上について、厚生労働大臣に認可申請等を行う。 |
| 平成27年12月 | <ul style="list-style-type: none">将来返上（認可）前納実施 |
| 平成29年 5月 | <ul style="list-style-type: none">解散（認可）代表清算人就任 |
| 平成30年11月 | <ul style="list-style-type: none">残余財産分配 |

※スケジュールは、記録整備の進ちょく状況で解散、分配の時期は変動します。